

茨木市審議会等委員の選任基準等に関する指針

(目的)

第1 この指針は、市民、学識経験者等で構成され、法令又は条例の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の委員の選任等について必要な事項を定め、審議会等の適正かつ公正な運営を図ることを目的とする。

(審議会等の設置)

第2 審議会等の設置については、行政の簡素化・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。

2 審議会等の委員の数は、おおむね20人以内とする。ただし、法令等に定めがあるなど特別の理由がある場合は、この限りでない。

(在任期間)

第3 審議会等の委員の在任期間は、選任（再任）時において一の審議会等について10年以内とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 特定の職にある者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (2) 専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある場合

(兼職の制限)

第4 審議会等の委員の兼職については、1人3機関までとする。ただし、専門的知識を有することによって選任されている委員など特別の理由がある場合は、この限りでない。

(市職員の制限)

第5 市の職員は、審議会等の特性を考慮し、必要と認める場合以外は、審議会等の委員に選任しないものとする。

(委員の公募)

第6 審議会等の委員の選任については、公募による委員を積極的に選任し、市民が市政へ参画する機会の拡大に努めるものとする。

2 審議会等の委員の公募については、茨木市審議会等委員の公募実施要領（平成13年4月1日実施）の定めるところによる。

(女性委員の選任)

第7 審議会等の女性委員の選任については、審議会等への女性委員の登用指針（平成5年7月1日実施）の定めるところによる。

(選任基準の統括)

第8 審議会等の委員の選任基準については、企画財政部が統括する。

(その他)

第9 この指針に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成13年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。ただし、条例において、市の職員を委員の構成員とする規定が有る審議会等については、当該部分に係る改正時から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成16年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成20年7月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成22年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、平成25年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、令和4年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の選任から適用する。

附 則

(実施期日)

- 1 この指針は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
(適用区分)
- 2 この指針は、この指針実施の日以後に任期が満了することとなる審議会等委員の
選任から適用する。